

平成18年5月22日

各 位

会社名 南海電気鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山中 諄  
(コード番号9044 大証・名証第1部)  
問合せ先 総務部長 井上 努  
(TEL 06-6644-7124)

### 定款の一部変更について(お知らせ)

当社は、本日開催された当社取締役会において、本年6月29日開催予定の当社定時株主総会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

(1) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

単元未満株主が行使することができる権利についての規定(変更案第10条)、書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うための規定(変更案第25条)をそれぞれ新設するとともに、議決権の代理行使に関する規定(現行定款第15条)に代理権を証明する方法、代理人の数を定めるものであります。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。(現行定款第6条、同第14条第2項)

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。(現行定款第5条、同第6条、同第10条等)

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきまして、規定の新設等を行うものであります。(変更案第4条、同第7条、同第12条第1項)

上記変更のほか、規定の削除、条数の繰下げ等を行うものであります。

(2) 上記(1)の変更にあわせて、次のとおり当社定款を変更するものであります。

電子公告の方法を採用するため、所要の変更を行うものであります。(現行定款第4条)

当社の経営規模に応じた適正員数として、取締役の員数を15名以内、監査役の員数を5名以内とそれぞれ定めるものであります。(現行定款第17条、同第23条)

(3) 当社は、本日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保及び向上させることを目的として、当社株式の大量買付行為に関する対応策の具体的内容を決定いたしました。(その詳細については、本日付「当社株式の大量買付行為に関する対応策

(買収防衛策)に関するお知らせ」と題するプレス・リリースをご参照ください。)このような対応策については、株主の皆さまのご意向を確認した上で導入することが望ましいと考え、当社株式の大量買付行為に関する対応策の基本方針を株主総会の決議により定めることができる旨定款に定めるものであります。(変更案第18条)

## 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日(木)

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日(木)

以 上

別紙

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 本会社は、南海電気鉄道株式会社と称する。</p> <p>(目的) 第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(本店) 第3条 本会社は、本店を大阪市に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告方法) 第4条 本会社の公告は、<u>大阪市において発行する朝日新聞及び毎日新聞に掲載してこれを行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(会社の発行株式総数) 第5条 本会社が<u>発行する株式の総数は、16億株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 本会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第4条 <u>本会社は、株主総会及び取締役の外、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 本会社の公告方法は、<u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 本会社の<u>発行可能株式総数は、16億株とする。</u></p> <p>(株券の発行) 第7条 <u>本会社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 本会社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 本会社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>本会社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 本会社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>本会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 本会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 本会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>前項の外必要がある場合は、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって権利を行使すべき株主とみ</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 本会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>なす。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 本会社は、<u>株式に関する事務を行うため、名義書換代理人を置く。</u></p> <p>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し、これを公告する。</u></p> <p>本会社の株主名簿及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、<u>株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、本会社では取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 本会社の<u>株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式の取扱いに関する事項</u>については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 本会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。</p> <p>前項の外必要がある場合は、臨時株主総会を招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(議長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。</p> <p>社長に事故のあるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(決議の方法)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 本会社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め、これを公告する。</u></p> <p>本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社では取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 本会社の株式及び新株予約権に関する<u>取扱い、株主の権利行使の手続き並びに手数料は、法令又は定款の外、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p> <p>(議長)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p>

現行定款	変更案
<p>第14条 株主総会の決議は、出席した株主の議決権の過半数をもってする。但し、法令又は定款の定めによるべき場合は、その定めによる。</p> <p>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。</p> <p>(新設)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、本会社の議決権を行使しうる他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領及</p>	<p>第17条 株主総会の決議は、出席した<u>議決権</u>を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。但し、法令又は定款に別段の定めがある場合は、その定めによる。</p> <p>会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、<u>議決権</u>を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決事項)</p> <p>第18条 株主総会においては、法令又は定款に別段の定めがある事項をその決議により定める外、<u>本会社株式の大量買付行為に関する対応策の基本方針をその決議により定めることができる。</u></p> <p>前項における本会社株式の大量買付行為に関する対応策とは、<u>本会社が資金調達又は業務提携などの事業目的を主要な目的とせず新株又は新株予約権の発行を行うことにより本会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、本会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、本会社株式の大量買付行為に関する対応策としての新株又は新株予約権の発行決議を行うなど、本会社株式の大量買付行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。</p> <p>株主又は代理人は、<u>株主総会毎に代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>びその結果は、議事録に記載又は記録し議長並びに出席した取締役がこれに記名なつ印又は電子署名を行う。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第17条 本会社の取締役は<u>8名以上</u>とする。 取締役<u>に欠員を生じた場合において、法定の員数を欠かないときは、次の改選期まで補欠選任を延期することができる。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会で選任する。 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、<u>他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役等)</p> <p>第20条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</u> 取締役会は、その決議により取締役中から会長及び社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集の通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日以前に発する。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第20条 本会社の取締役は<u>15名以内</u>とする。 (削除)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 (現行どおり) 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、<u>他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役等)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集の通知)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>る。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第22条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めのある場合の外、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第23条 本会社の監査役は<u>3名以上</u>とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第24条 監査役は、株主総会で選任する。</p> <p>監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第25条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常任監査役)</p> <p>第26条 監査役は、<u>互選</u>により常任監査役を定める。常任監査役は、常勤とする。</p> <p>(監査役会の招集の通知)</p> <p>第27条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の3日以前に発する。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第28条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めのある場合の外、監査役</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 本会社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第27条 本会社の監査役は<u>5名以内</u>とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常任監査役)</p> <p>第30条 監査役会は、<u>その決議により常任監査役を選定する。</u>常任監査役は、常勤とする。</p> <p>(監査役会の招集の通知)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>会で定める監査役会規則による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>( 営業年度及び決算期 )</p> <p>第29条 本会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度の末日をもって決算期とする。</u></p> <p>( 利益配当金 )</p> <p>第30条 本会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に支払う。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>( 中間配当金 )</p> <p>第31条 本会社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、<u>中間配当として商法第293条ノ5の規定による金銭の分配を行うことができる。</u></p> <p>( 利益配当金の除斥期間 )</p> <p>第32条 <u>利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>( 事業年度 )</p> <p>第33条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年とする。</u></p> <p>( 剰余金の配当の基準日 )</p> <p>第34条 本会社の<u>期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>前項の外、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>( 中間配当 )</p> <p>第35条 本会社は、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として、<u>中間配当をすることができる。</u></p> <p>( 配当金の除斥期間 )</p> <p>第36条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。</u></p>